



2022年5月19日

各 位

会 社 名 東京汽船株式会社  
代表者名 代表取締役社長 齊藤 宏之  
(コード：9193、東証スタンダード)  
問合せ先 取締役総務部長 巻島 康行  
(TEL. 045-671-7713)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第84期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加し、また、現在実施していない事業目的の削除を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。  
また、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2022年6月29日（水）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（水）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 曳船業</p> <p>(2) 海上運送事業</p> <p>(3) 船舶の売買業</p> <p>(4) 港湾運送事業</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p><u>(5) 自動車運送事業</u></p> <p><u>(6) 観光事業</u></p> <p><u>(7) 損害保険代理店業務</u></p> <p><u>(8) 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">第3条～第16条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 曳船業</p> <p>(2) 海上運送事業</p> <p>(3) 船舶の売買業</p> <p>(4) 港湾運送事業</p> <p><u>(5) 交通船事業</u></p> <p><u>(6) 海洋再生可能エネルギー向け各種事業</u></p> <p><u>(7) オフショア作業船事業</u></p> <p><u>(8) 船舶管理業</u></p> <p><u>(9) 船員派遣事業</u></p> <p><u>(10) 海事コンサルティング業</u></p> <p><u>(11) 自動車運送事業</u></p> <p><u>(12) 観光事業</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(13) 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">第3条～第16条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 17 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をと るものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事 <u>項のうち法務省令で定めるもの 全部または一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載 しないことができる。</u></p> <p>第 18 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>定款第 17 条 (電子提供措置等) の新 設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生 ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とす る株主総会については、なお従前の例 による。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023 年 3 月 1 日にこれを 削除する。</u></p>

以 上